

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

小・中学校における土曜日の授業実施に係る留意事項等について（通知）

平成14年度から完全学校週5日制が導入され、豊かな体験活動を基盤としながら、児童生徒一人一人の生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育成するために様々な教育活動が展開され、一定の成果が見られるところです。

文部科学省では、平成25年9月30日付けの「土曜授業に関する検討チーム」最終まとめの中で、土曜授業等に関する調査や全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方の調査を踏まえ、土曜日の豊かな教育環境の構築に向けて、法令改正や土曜日の教育活動推進プランの実践など土曜授業実施を促進するための方向性が示されました。この最終まとめを受け、平成25年11月29日に公布・施行された学校教育法施行規則の一部改正により、公立学校において当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合には土曜授業の実施が可能であることが明確化されました。

一方、本県の児童生徒の土曜日の過ごし方においても課題が見られ、改善が望まれる状況もあります。

また、本県児童生徒はこれまでの諸調査の結果等から、思考力・判断力・表現力等の知識の活用側面に課題があることが明らかになりました。教育に関しては、地域的・経済的要因による学力の差が生じないように努める責務があります。

これらの状況を踏まえ、県教委としては学力向上をはじめとする教育課題に対応し、児童生徒一人一人の生きる力の育成を目指すために、土曜授業を含めた教育課程全体の見直しは有意義であると考えています。

各市町村教育委員会におかれましては、管下の小・中学校が、土曜日に教育課程に位置付けた授業を実施する際には、下記に留意して適切に対応されるようお願いいたします。

記

1 基本方針

- (1) 土曜授業を含めた教育課程全体の見直しを行い、児童生徒一人一人の生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視し、各学校の教育課題の解決に努める。
- (2) 児童生徒の発達の段階を踏まえ、一人一人が達成感を味わい学習意欲の喚起を図るための学びの場の拡充により、主体的に考え、判断し、活用できる力の育成を目指した工夫ある授業改善に努める。
- (3) 実施に当たっては、保護者、地域住民、関係団体等との連携を強め、土曜日に実施することの利点を生かすなど、社会全体での教育力の向上にも努める。

2 実施上の留意点

- (1) 授業は土曜日の半日単位で、月1回程度（原則第2土曜日）とし、教育課程に位置付けること。
- (2) 保護者、地域住民、関係団体等に対してその趣旨を十分説明するとともに、年度途中で計画を変更する場合には、時間的余裕をもって周知に努めること。
- (3) 教職員の勤務については、「鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について」（平成26年3月24日付け鹿教教第537号通知）、「土曜日等を実施する授業に係る勤務の振替期間の特例等について」（平成26年3月24日付け鹿教教第538号通知）により、適切に振替の措置を行うこと。
- (4) 実施に当たっては、文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部改正について」（平成25年11月29日付け25文科初第977号通知）の第3「留意事項」を参考にすること。

〔連絡先〕

義務教育課義務教育係長	濱田	099-286-5300
教職員課主幹兼小中学校人事管理係長	岩越	099-286-5267